

利用料金（小規模多機能ホームリアン）

2-1 基本料金

(1) 介護サービス基本料金（法定金額）・・・（介護予防）小規模多機能型居宅介護費

（単位：円／月）

	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 料金	1割	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
	2割	6,900	13,944	20,916	30,740	44,718	49,354	54,418

※併設のリアンフォートにお住まいの方の場合は以下のとおり割引になります。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護費（2）

（単位：円／月）

	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 料金	1割	3,109	6,281	9,423	13,849	20,144	22,233	24,516
	2割	6,218	12,562	18,846	27,698	40,288	44,466	49,032

注) 1 一定以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。(2)の加算費用についても同様です。以降の表示金額は特に記載の無い場合は1割負担の場合の金額です。

2 通いサービス、宿泊サービス、伺い訪問サービスの回数によらず、1月当たりの基本料金としてご負担していただきます。

3 月の途中でサービスを開始した場合又は登録を終了した場合は、その期間の日数に応じて日割り計算した金額になります。

4 長期間入院した場合は、その期間の日数（入院初日及び退院日除く）に応じて日割り計算で算出した金額を控除した金額となります。短期入所生活介護等一定の範囲の介護事業所を利用した場合も同様の扱いとなります。

5 送迎費用は含まれています。

6 サービスを開始した日から30日間と、30日を超える入院後、退院して再びサービスの利用を開始した場合の最初の30日間は、1日当たり30円（2割負担の方は60円）加算されます。

(2) 介護保険加算費用（法定費用）（該当する場合にご負担いただきます。）（単位：円／月）

看護職員配置加算（Ⅱ）※	1割	700	看護職員を一定数以上配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	1,400	
認知症加算（Ⅱ）※	1割	890	日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方にご負担いただきます。
	2割	1,780	
認知症加算（Ⅳ）※	1割	460	要介護度2であって日常生活自立度ランクⅡに該当する方にご負担いただきます。
	2割	920	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1割	750	介護福祉士の資格を有する職員を一定数以上配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	1,500	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1割	1,200	利用者と地域住民との交流や、地域行事への参加等を積極的に行っていることによりご負担していただくものです。
	2割	2,400	

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1割	100	理学療法士、医師等の助言を受け、生活機能向上を目的としたケアプランを作成した場合にご負担いただくものです。
	2割	200	
科学的介護推進体制加算	1割	40	心身の基本的な情報を「L I F E」に入力し、フィードバックを受けP D C Aサイクルによりケア計画等への反映を行っている場合にご負担していただくものです。
	2割	80	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14.9%		法律に基づき、（1）介護サービス基本料金と（2）加算費用の合計金額の14.9%に相当する金額をご負担していただくものです。

※パーセント表示のある加算は、1・2・3割負担とも同率です。

注）7 要支援に該当する場合、※印の加算は算定されません。

8 訪問リハビリ事業所等を実施している医療提供施設と、当事業所の介護支援専門員が連携して生活機能の向上を目的としたサービス計画を作成・実施した場合、1か月当たり100円が加算されます。（生活機能向上連携加算（Ⅰ））

9 介護保険法が改正された場合、改正された金額に合わせて上記（1）及び（2）の金額は自動的に変更されます。

2-2 介護保険給付対象外の料金

（1）食事代

朝食：435円 昼食：654円 夕食：654円 1日当たり1,743円

（2）宿泊代

1室1泊あたり1,730円

（3）おむつ代

事業所で指定するおむつ類を使用する場合は、実費相当額（廃棄費用含む）でご購入していただきます。

2-3 利用者の希望によるサービスの利用料金

区 分		利用料金	単位	備 考
寝具使用料		112円	1泊当たり	布団、シーツ、枕等寝具一式の利用料金です。外部業者に委託しクリーニング等の管理を行なうものです。
日常生活費	日用品費	105円	〃	洗面・整容・口腔ケア・スキンケア・トイレ関連等の日用品の費用が該当します。
	教養娯楽費	実費	—	利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の材料費等が該当します。
日常生活品の購入代行サービス		520円	1回	ご家族による購入を原則としますが、緊急の場合等は事業所で代行することもできます。近隣に限ります。

特別な食事の提供費	実費	1食	行事や催し等に合わせて特別なお食事を提供した場合等にご負担いただく場合があります。
理美容代	実費	—	毎月定期的に理美容師の出張サービスがあります。

2-4 利用者の自由な選択による費用

例えば、次のような費用は、サービス提供とは関係ない費用として実費相当額をご負担いただきます。

- ①個人用の日用品で、個人の嗜好に基づくものの費用（例えば、お酒等）
※たばこにつきましては、敷地内、館内とも禁煙となっております。
- ②個人専用の電気製品の電気代（例：個人でのテレビ使用：520円/月）
- ③個人の希望で購入する、個人専用の新聞、雑誌等の代金
- ④事業所が実施する行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を越えるものの費用。（例えば、希望者を募り実施する行事・旅行等）

2-5 利用料金の支払い方法

利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の25日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

- 利用者又はご家族の銀行口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関 山梨中央銀行
※口座振替（引落し）手数料は利用者負担とさせていただきます。
※口座振替依頼書の契約者名は利用者様ご本人のお名前をお願いします。

- 指定口座への現金振込み
山梨中央銀行 牧丘支店 普通預金 口座番号 199195
口座名義 社会福祉法人 壽光会（じゅこうかい）
※振込名義は利用者様ご本人のお名前をお願いします。

※正当な理由なく利用料金を滞納された場合は、事業者による利用契約の解除権に該当し、サービスの利用は中止となります。利用料金は約束の期日までに確実にお支払いください。